

新制度が始まります!!

子育て中の国民年金保険料が免除されます

令和8年
(2026年)
10月から
スタート!!



制度のポイント

1歳未満のお子さまを
養育している方
(父・母・養父母)

所得に関係なく
国民年金保険料が免除
されます

将来の年金額は
納付した場合と同じ
ように反映されます

▼ 制度や手続きの詳細はこちら ▼

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



申請はスマホでOK!
電子申請 (マイナポータル) がかんたん便利
<https://myna.go.jp>

